

## 議 決 結 果 (2月4日)

神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会は、令和7年1月30日開会し、2月4日閉会いたしましたが、その結果は次のとおりでした。

### 1 議決結果

- (1) 議案第1号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (2) 議案第2号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (3) 議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (4) 議案第4号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)  
原案のとおり可決
- (5) 議案第5号 令和7年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算  
原案のとおり可決
- (6) 委員会提出議案第1号 神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (7) 委員会の閉会中の継続調査について  
広域水道常任委員会及び議会運営委員会の申し出どおり継続調査とすることに決定

## 2 広域水道常任委員会の決定

- (1) 議案第 1 号 神奈川県内広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (2) 議案第 2 号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (3) 議案第 3 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例  
原案のとおり可決
- (4) 議案第 4 号 令和 6 年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）  
原案のとおり可決
- (5) 議案第 5 号 令和 7 年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算  
原案のとおり可決
- (6) 水道用水供給事業についてを調査事件として、議会閉会中、調査を継続するため、議長あて申し出ることに決定

## 3 議会運営委員会の決定

議会の運営に関すること、議会の会議規則及び委員会条例等について並びに議長の諮問に関することについてを調査事件として議会閉会中調査を継続するため、議長あて申し出ることに決定

神奈川県内広域水道企業団議会事務局  
〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194  
電 話 045(363)9803(直)  
F A X 045(363)1121